

【投資信託受益権振替決済口座管理約款 新旧対照表（2023年4月1日）】（下線部分変更箇所）

旧	新
<p style="text-align: center;"><b>投資信託受益権振替決済口座管理約款</b></p> <p style="text-align: right;">2019年6月</p>	<p style="text-align: center;"><b>投資信託受益権振替決済口座管理約款</b></p> <p style="text-align: right;">2023年4月</p>
<p>（この約款の趣旨）</p> <p>第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係る<u>お客様</u>の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社と<u>お客様</u>との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p>	<p>（この約款の趣旨）</p> <p>第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係る<u>お客さま</u>の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社と<u>お客さま</u>との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p>
<p>（振替決済口座）</p> <p>第2条</p> <p>3 当社は、<u>お客様</u>が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。</p>	<p>（振替決済口座）</p> <p>第2条</p> <p>3 当社は、<u>お客さま</u>が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。</p>
<p>（振替決済口座の開設）</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、<u>お客様</u>から当社所定の「総合取引申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。</p> <p>2 当社は、<u>お客様</u>から「総合取引申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、<u>お客様</u>にその旨を連絡いたします。</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。<u>お客様</u>には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</p>	<p>（振替決済口座の開設）</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、<u>お客さま</u>から当社所定の「総合取引申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。</p> <p>2 当社は、<u>お客さま</u>から「総合取引申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、<u>お客さま</u>にその旨を連絡いたします。</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。<u>お客さま</u>には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</p>
<p>（共通番号の届出）</p> <p>第3条の2 <u>お客様</u>は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、<u>お客様</u>の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>	<p>（共通番号の届出）</p> <p>第3条の2 <u>お客さま</u>は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、<u>お客さま</u>の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>
<p>（契約期間等）</p> <p>第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。</p> <p>2 この契約は、<u>お客様</u>又は当社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。</p>	<p>（契約期間等）</p> <p>第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。</p> <p>2 この契約は、<u>お客さま</u>又は当社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。</p>
<p>（当社への届出事項）</p> <p>第5条 「総合取引申込書」に押なつされた印影並びに記載された住所、氏名又は名称、共通番号、<u>生年月日、職業又は事業内容、投資目的、法人の場合における代表者等の役職氏名、住所及び実質的支配者等</u>をもって、お届出の住所、氏名又は名称、共通番号、生年月日、職業又は事業内容、投資目的、印鑑等とします。</p>	<p>（当社への届出事項）</p> <p>第5条 <u>個人の場合においては、「総合取引申込書」に記載された住所、氏名、個人番号、生年月日、職業、投資目的等、法人の場合においては、「総合取引申込書」に押なつされた印影並びに記載された所在地、名称、法人番号、事業内容、代表者等の役職氏名、投資目的及び実質的支配者等</u>をもって、お届出の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号、生年月日、職業又は事業内容、投資目的、印鑑等とします。</p>

旧	新
<p>(振替の申請)</p> <p>第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの</p> <p>(2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの</p> <p>(3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>(4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>(5) 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>(6) 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの</p> <p>ア 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日</p> <p>ウ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>エ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>オ 償還日</p> <p>カ 償還日翌営業日</p> <p>(7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、<u>その 10 営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。</u></p> <p>(1) 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数</p> <p>(2) <u>お客様の振替決済口座</u>において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別</p> <p>(3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称</p> <p>(4) 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別</p> <p>(5) 振替を行う日</p> <p>3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「<u>お客様の振替決済口座</u>」として提示してください。</p> <p>5 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。</p>	<p>(振替の申請)</p> <p>第6条 <u>お客さま</u>は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの</p> <p>(2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの</p> <p>(3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>(4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>(5) 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>(6) 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの</p> <p>ア 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日</p> <p>ウ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>エ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>オ 償還日</p> <p>カ 償還日翌営業日</p> <p>(7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの</p> <p>2 <u>お客さま</u>が振替の申請を行うに当たっては、<u>当社の定める所定の日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、署名（法人の場合においては届出印を押印）してご提出ください。</u></p> <p>(1) 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数</p> <p>(2) <u>お客さまの振替決済口座</u>において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別</p> <p>(3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称</p> <p>(4) 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別</p> <p>(5) 振替を行う日</p> <p>3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「<u>お客さまの振替決済口座</u>」として提示してください。</p> <p>5 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。</p>

旧	新
<p>(新設)</p>	<p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当社は振替の申し出を受け付けないことがあります。</p> <p><u>2</u> 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。</p>
<p>(抹消申請の委任)</p> <p><u>第7条</u> 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還、<u>お客様</u>の請求による解約又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、<u>お客様</u>から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、<u>お客様</u>に代わってお手続きさせていただきます。</p>	<p>(抹消申請の委任)</p> <p><u>第8条</u> 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還、<u>お客さま</u>の請求による解約又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、<u>お客さま</u>から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、<u>お客さま</u>に代わってお手続きさせていただきます。</p>
<p>(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)</p> <p><u>第8条</u> 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金を含みます。以下同じ。)、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社が<u>お客様</u>に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、<u>お客様</u>のご請求に応じて当社から<u>お客様</u>にお支払いします。</p>	<p>(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)</p> <p><u>第9条</u> 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金を含みます。以下同じ。)、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社が<u>お客さま</u>に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、<u>お客さま</u>のご請求に応じて当社から<u>お客さま</u>にお支払いします。</p>
<p>(お客様への連絡事項)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、投資信託受益権について、次の事項を<u>お客様</u>にご通知します。</p> <p>(1)償還期限(償還期限がある場合に限ります。)</p> <p>(2)残高照合のための報告</p> <p><u>2</u> 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の担当部門の責任者に直接ご連絡ください。</p> <p><u>3</u> 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p><u>4</u> 当社は、第2項の規定にかかわらず、<u>お客様</u>が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該<u>お客様</u>からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>	<p>(お客さまへの連絡事項)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、投資信託受益権について、次の事項を<u>お客さま</u>にご通知します。</p> <p>(1)償還期限(償還期限がある場合に限ります。)</p> <p>(2)残高照合のための報告</p> <p><u>2</u> 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の担当部門の責任者に直接ご連絡ください。</p> <p><u>3</u> 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p><u>4</u> 当社は、第2項の規定にかかわらず、<u>お客さま</u>が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該<u>お客さま</u>からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>
<p>(届出事項の変更手続き)</p> <p><u>第10条</u> 印章を失ったとき又は印章、氏名若しくは名称、住所、共通番号、職業若しくは事業内容、投資目的、法人の場合における代表者等の役職氏名、住所、実質的支配者、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きいただきます。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等のご提示等をお願いすることがあります。</p>	<p>(届出事項の変更手続き)</p> <p><u>第11条</u> 個人の場合においては、住所、氏名、個人番号、職業、投資目的等の届出事項に変更があったとき、法人の場合においては、届出印を失ったとき又は届出印、所在地、名称、法人番号、事業内容、代表者等の役職氏名、投資目的、実質的支配者等の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きいただきます。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等のご提示等をお願いすることがあります。</p>

旧	新
<p>2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって<u>届出の印鑑</u>、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。</p>	<p>2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって<u>届出印</u>、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。</p>
<p>(口座管理料) 第11条</p>	<p>(口座管理料) 第12条</p>
<p>(当社の連帯保証義務) 第12条 機構が、振替法等に基づき、<u>お客様</u> (振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。) に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p>	<p>(当社の連帯保証義務) 第13条 機構が、振替法等に基づき、<u>お客さま</u> (振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。) に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p>
<p>(機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知) 第13条 当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。</p> <p>2 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、<u>お客様</u>からお問合せがあった場合には、<u>お客様</u>にその取扱いの可否を通知します。</p>	<p>(機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知) 第14条 当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。</p> <p>2 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、<u>お客さま</u>からお問合せがあった場合には、<u>お客さま</u>にその取扱いの可否を通知します。</p>
<p>(解約等) 第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)<u>お客様</u>から解約のお申し出があった場合</p> <p>(2)<u>お客様</u>が手数料を支払わないとき</p> <p>(3)<u>お客様</u>がこの約款に違反したとき</p> <p>(4)第11条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合</p> <p>(5)<u>お客様</u>が次のいずれかに該当する場合で、当社が解約を申し出たとき</p> <p>ア 暴力団、暴力団員 (暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力 (以下「反社会的勢力」といいます。) に該当すると認められること</p> <p>イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること</p> <p>ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること</p> <p>エ <u>お客様</u>が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること</p> <p>オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</p> <p>(6)<u>お客様</u>が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>(7)やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</p> <p>2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、<u>第11条</u>第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</p> <p>3 当社は、前項の不足額を引取りの日に<u>第11条</u>第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、<u>第11条</u>第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。</p>	<p>(解約等) 第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)<u>お客さま</u>から解約のお申し出があった場合</p> <p>(2)<u>お客さま</u>が手数料を支払わないとき</p> <p>(3)<u>お客さま</u>がこの約款に違反したとき</p> <p>(4)第12条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合</p> <p>(5)<u>お客さま</u>が次のいずれかに該当する場合で、当社が解約を申し出たとき</p> <p>ア 暴力団、暴力団員 (暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力 (以下「反社会的勢力」といいます。) に該当すると認められること</p> <p>イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること</p> <p>ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること</p> <p>エ <u>お客さま</u>が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること</p> <p>オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</p> <p>(6)<u>お客さま</u>が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>(7)やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</p> <p>2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、<u>第12条</u>第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</p> <p>3 当社は、前項の不足額を引取りの日に<u>第12条</u>第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、<u>第12条</u>第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。</p>

旧	新
<p>(解約時の取扱い)  <u>第 15 条</u> 前条に基づく解約に際しては、<u>お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、返還を行います。</u></p>	<p>(解約時の取扱い)  <u>第 16 条</u> 前条に基づく解約に際しては、<u>お客さまの振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、返還を行います。</u></p>
<p>(緊急措置)  <u>第 16 条</u></p>	<p>(緊急措置)  <u>第 17 条</u></p>
<p>(免責事項)  <u>第 17 条</u> 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。  (1) <u>第 10 条第 1 項</u>による届出の前に生じた損害  (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(又は署名)</u> を <u>届出の印鑑 (又は署名)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害  <u>(新設)</u>  (3) <u>依頼書に使用された印影 (又は署名) が届出の印鑑 (又は署名) と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</u>  <u>(新設)</u>  (4) <u>災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</u>  (5) <u>前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第 8 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</u>  (6) <u>第 16 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</u></p>	<p>(免責事項)  <u>第 18 条</u> 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。  (1) <u>第 11 条第 1 項</u>による届出の前に生じた損害  (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を <u>届出印</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害  (3) <u>前号に定める場合のほか、申出事項等に照らして合理的な方法によりお客さま本人であると判断したうえで、申出事項に応じたことによる損害</u>  (4) <u>依頼書に使用された印影が届出印と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</u>  (5) <u>前号に定める場合のほか、申出事項等に照らして合理的な方法により判断してもお客さま本人であると認められず、申出事項に応じなかったことによる損害</u>  (6) <u>災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</u>  (7) <u>前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第 9 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</u>  (8) <u>第 17 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</u></p>
<p>(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)  <u>第 18 条</u> 振替法の施行に伴い、<u>お客様</u>が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、<u>お客様</u>から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請について<u>お客様</u>から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第 3 号及び第 4 号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)  <u>第 19 条</u> 振替法の施行に伴い、<u>お客さま</u>が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、<u>お客さま</u>から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請について<u>お客さま</u>から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第 3 号及び第 4 号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
<p>(この約款の変更)  <u>第 19 条</u></p>	<p>(この約款の変更)  <u>第 20 条</u></p>
<p style="text-align: right;"><u>2019年6月15日</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>2023年4月1日</u></p>